

平成25年6月7日

島根県知事 溝口善兵衛様

島根県公共事業再評価委員会

都治川・三隅川治水対策検討委員会

委員長 藤原眞砂

ダム事業の検証に関する再評価について（意見具申）

本委員会は、島根県公共事業再評価実施要綱第2条第1項のイの規定に基づき、ダム事業に関する再評価について、平成22年10月13日から平成23年3月7日に計4回慎重に審議を行い、平成23年3月14日付けで意見具申したところです。

その後、審議の際に説明を受けた検討内容に一部変更が生じたことから、変更内容等に関する追加の説明を受け、再度審議を重ねた結果、下記のとおり意見をとりまとめましたので、これについて意見具申いたします。

なお、島根県におかれましては、本委員会の意見を尊重し、治水事業の推進にあたられるよう要望いたします。

記

1 審議対象事業

島根県が、ダム事業の検証に関する審議の対象として提出してきた事業は下記のとおりである。

○治水ダム建設事業 2事業

- ①都治川：波積ダム
- ②三隅川：矢原川ダム

2 審議対象事業の再評価結果の総括

（経過）

波積ダム及び矢原川ダム建設事業は、国の「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換により、平成22年9月28日にダム検証に係る検討要請があったため、平成22年10月13日から平成23年3月7日に委員会を計4回開催し、また、平成22年12月9日から平成23年1月11日までパブリックコメントを行い、慎重に審議を重ねた。

その結果、検討委員会は両ダムに関して、他の複数の代替案よりも必要な安全度を満たしつつ、低コストであり、実現性が高いとの認識を得たため、ダム事業の継続が妥当との

結論に達し、意見具申した。

島根県は、意見具申を尊重し、平成23年3月18日にダム事業による継続という検討結果を国土交通省に報告した。

その後、平成23年6月13日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」）において、検討結果が審議されたが、「ダムの代替案の検討内容について、次回以降の有識者会議でもう一度説明を受けた上で、改めて意見をとりまとめる」となった。

島根県は、有識者会議での「地形特性を考えると市街地以外では『輪中堤』や『宅地かさ上げ』は有効な方策となる可能性があるのではないか」という意見や、「県として検討されてきたことについて概ね理解することができたが、効果的な治水対策案の立案、抽出、評価のプロセス等について県がどのように検討したのか、もう少し詳しく聞く必要があるのではないか」との意見を踏まえ、『輪中堤』や『宅地かさ上げ』等（以下「水防災案」）の追加検討を行った。今回、この検討結果について、平成25年2月23日の第5回委員会において審議した。

また、治水代替案の追加検討に伴うパブリックコメント（平成25年3月21日～4月19日）の実施結果、及び地元説明会（平成25年4月22日～24日）の実施結果を踏まえ、平成25年5月25日の第6回委員会において、治水対策案の総合的な評価について審議した。

（総括的意見）

検討委員会は、ダム案と水防災案のコストは両地域とも同程度であると評価するが、「農地への浸水を許容、前提として防災を講じる」水防災案に関しては、これが採用され、ひとたび農地浸水が発生した場合、農地所有者の生活基盤は壊滅的被害を受け、人口流出を誘発し、地域の存続さえ脅かす事態を招来すると考える。水防災案による治水対策が実際に事業効果を発揮した場合の地域に与える負の経済的、社会的影響はあまりに大きく、地域住民の理解を得て水防災案を実行に移すことは非常に困難であると判断する。総合的に評価すれば、ダム案が水防災案も含めた他の治水対策案の中で最も適切な案である。また、パブリックコメントや説明会での地域住民の意向もダムによる治水対策を支持している。したがって、検討委員会は前回と同様にダム事業の継続が妥当と結論するに至った。

3 審議日程

追加検討に係る委員会の審議日程は以下のとおりである。

◆第5回検討委員会 平成25年2月23日（土）

（波積ダム）

○議事内容

- （1）治水対策案の追加検討結果について
- （2）パブリックコメントについて

○出席委員

藤原眞砂、多々納裕一、田坂郁夫、岩谷百合雄、桑原祥瑞、天野勝則、田中増次

(矢原川ダム)

○議事内容

- (1) 治水対策案の追加検討結果について
- (2) パブリックコメントについて

○出席委員

藤原眞砂、多々納裕一、田坂郁夫、岩谷百合雄、石田孝之、高橋正教、稻岡邦雄、宇津徹男(代理)、山本浩章

◆第6回検討委員会 平成25年5月25日(土)

(都治川)

○議事内容

- (1) パブリックコメント及び地元説明会の報告
- (2) 評価軸ごと評価及び総合評価の審議

○出席委員

藤原眞砂、多々納裕一、田坂郁夫、武田育郎、岩谷百合雄、高橋泰子、桑原祥瑞、天野勝則、田中増次

(三隅川)

○議事内容

- (1) パブリックコメント及び地元説明会の報告
- (2) 評価軸ごと評価及び総合評価の審議

○出席委員

藤原眞砂、多々納裕一、田坂郁夫、武田育郎、岩谷百合雄、高橋泰子、石田孝之、稻岡邦雄、宇津徹男(代理)、山本浩章(代理)

◆パブリックコメント 平成25年3月21日(木)～平成25年4月19日(金)

○意見募集の内容

- (1) 波積ダムと矢原川ダムの代替としての水防災案(輪中堤、宅地かさ上げ)に係る意見募集

◆地元説明会

(都治川)

○日時

第1回 平成25年4月24日(水) 17:00～18:30

第2回 平成25年4月24日(水) 19:00～20:30

○説明内容

(1) 水防災案の検討結果について

(三隅川)

○日時

第1回 平成25年4月22日（月）19：00～20：30

第2回 平成25年4月23日（火）19：00～20：30

○説明内容

(1) 水防災案の検討結果について

4 審議対象事業の再評価結果の詳細

以下、検討委員会の審議内容、意見具申を、それぞれ記す。

① 波積ダム→ダムにより事業を継続

検討委員会は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づいて、事業主体である島根県が検討した水防災案の検証に係る検討を行った。

事業評価の大きな要素で、同細目にも最も重視する項目として示されている「コスト」について、最も有利な案は『水防災案』であり、次いで『ダム案』であるという認識に達した。ただし『水防災案』は農地への浸水を許容するため、耕土の流出、礫等の堆積により、農地復旧が非常に困難となるなど、地域経済ひいては社会に及ぼす負の影響が大きい。

また、「時間的な観点から見た実現性」として最も有利な案は、用地買収・補償も完了し、ダム本体工事への準備が順調に進んでいる『ダム案』である。當農者の多い当地域では既に圃場整備も進捗している。農地の浸水を許容する『水防災案』はこれを犠牲にするものであり、農地所有者の理解を得ることが困難である。『水防災案』は工事着手までの住民交渉に相当の時間を要する。これに伴い治水事業の完成が遅れ、事業効果の発現時期も大幅に後退する。

「地域社会への影響」の評価については、『ダム案』は用地買収や家屋移転が完了しているため、地域社会へ与える影響は小さいと考えられる。一方、農地への浸水を許容する『水防災案』は、少子・高齢・過疎化が進む中山間地では、ひとたび浸水が発生した場合、耕作放棄等を助長し、地域の存続を脅かす問題になることが懸念される。

「環境への影響」の評価については、『ダム案』は濁水長期化等が懸念される。これに対しては、適切な緩和策を講じる必要がある。

「持続性」の評価については、どちらの治水対策案も同程度である。

「柔軟性」の評価については、『ダム案』は容量、放流方式の変更により対応できるが、『水防災案』は宅地のかさ上げについて、住民の理解を得て、柔軟な協力を得るまでに相当の時間を要すると考えられる。

以上、総合的に評価すれば、治水対策案の中で関係地域にとり最も適切な案は『ダム案』であると判断し、検討委員会は前回と同様に波積ダムの継続を探査した。

ダム事業の展開にあたっては、ダムの貯水により洪水後の濁水が長期化し、漁業への影響を懸念する声もある。事業主体である島根県には、内水面漁業者と十分に協議を重ね、

不安の軽減に配慮されることを要望したい。また、事業の地域社会への影響、自然環境に対する影響に対しても同様に細心の注意を向けられたい。

② 矢原川ダム→ ダムにより事業を継続

検討委員会は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づいて、事業主体である島根県が検討した水防災案の検証に係る検討を行った。

事業評価の大きな要素で、同細目にも最も重視する項目として示されている「コスト」について、最も有利な案は『ダム案』であり、次いで『水防災案』である。しかも、『水防災案』は農地への浸水を許容するため、耕土の流出、礫等の堆積により、農地復旧が非常に困難となるなど、地域経済ひいては社会に及ぼす負の影響が懸念される。

「時間的な観点から見た実現性」として最も有利な案は、事業概要等について逐次説明を行っており、また、地区住民の総意として計画に同意している『ダム案』であると考えられる。特に『水防災案』は、農業が生産基盤となっている地域にあっては、農地が壊滅的な被害を受ける。復旧には時間を要し、その間、農地所有者は生活基盤が失われることとなる。このため、農地所有者の理解を得るには大きな困難が想定され、工事着手までに相当の時間を要し、治水事業の効果発現の時期も大幅に後退する。

「地域社会への影響」の評価については、『ダム案』は水没地区の生活再建が必要となる。

なお、水没地区の住民は総意として矢原川ダムの計画に同意している。一方、農地への浸水を許容する『水防災案』の採用は、ひとたび浸水が発生した場合、地区住民の生活基盤を損ない、住民の流出を誘発する。こうした負の影響は、これまで地域が行ってきた定住対策や過疎対策を無駄にさせ、地域の存続を脅かす問題になることが懸念される。

「環境への影響」の評価については、『ダム案』は課題があるが、流水型ダムを採用するなど環境対策に配慮しており、残る課題については対策を講じることで、影響を軽減できる。なお、『水防災案』は河川改修による塩水逆上の影響が懸念される。

「持続性」の評価については、どちらの治水対策案も同程度である。

「柔軟性」の評価については、『ダム案』は容量、放流方式の変更により対応できるが、『水防災案』は宅地のかさ上げについて、住民の理解を得て、柔軟な協力を得るまでに相当の時間を要すると考えられる。

以上、総合的に評価すれば、治水対策案の中で関係地域にとり最も適切な案は『ダム案』であると判断し、検討委員会は前回と同様に矢原川ダムの継続を採択した。

ダム事業の展開にあたっては、矢原川ダムは洪水吐を河床付近に設置し、當時は貯水しない自然調整方式のダムであるが、内水面漁業者と十分協議を行うとともに、事業の地域社会への影響、自然環境への影響に対して細心の注意を払われたい。